

改正

平成28年3月31日規則第42号

多摩市多摩都市計画高度地区に係る認定及び許可の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市が定める多摩都市計画高度地区に係る特例の認定（以下「認定」という。）及び許可（以下「許可」という。）の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める用語の例による。

- (1) 高度地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に掲げる高度地区をいう。
- (2) 計画書 都市計画法第15条の規定により多摩市が定める都市計画における高度地区に関する計画書をいう。
- (3) 建築主 認定又は許可に係る建築物に関する工事を発注した者又は当該工事を自ら行う者をいう。  
(認定又は許可の申請)

第3条 建築主は、計画書第2項第2号の規定に基づく認定を受けようとするときは、多摩都市計画高度地区に係る認定・許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる図書及び別表に掲げる図書（別表に掲げる図書については、認定を受けようとする建築物の建替えの前後の状況を明らかにするものとする。以下この条において同じ。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 現に存する建築物に係る建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の規定により交付された検査済証の写し
  - (2) 建替え後の建築物のうち計画書第2項第2号に規定する絶対高さ制限（以下この号において「絶対高さ制限」という。）を超える部分の形状及び規模が、当該建替え前の現に存する建築物のうち絶対高さ制限を超える部分の形状及び規模と同程度で用途が同じであることを示す図書
  - (3) その他市長が必要と認める図書
- 2 建築主は、計画書第4項の規定に基づく認定を受けようとするときは、申請書に、次に掲げる図書及び別表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 計画書第4項の規定に基づく認定を受けようとする理由を示す図書
  - (2) その他市長が必要と認める図書
- 3 建築主は、計画書第5項第2号の規定に基づく許可を受けようとするときは、申請書に、次に掲げる図書及び別表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 計画書第5項第2号の規定に基づく許可を受けようとする理由を示す図書
  - (2) その他市長が必要と認める図書
- 4 市長は、前3項の規定による申請の際、申請書に添付する図書について、当該図書の全部又は一部を添える必要がないと認めるときは、当該図書の全部又は一部を省略させることができる。  
(申請の取下げ)

第4条 建築主は、前条第1項から第3項までの規定により申請をし、当該申請に係る認定又は許可を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、多摩都市計画高度地区に係る申請取下届（第2号様式。以下「取下届」という。）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、取下届を受けたときは、当該取下届の副本及び当該取下届に係る申請書を建築主に返還するものとする。

(認定、許可等)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による認定の申請があったときは、これを審査し、当該申請に係る建築物が認定の基準を満たすと認めるときは多摩都市計画高度地区に係る認定・許可通知書（第3号様式。以下「認定・許可通知書」という。）に、当該申請に係る建築物が認定の基準を満たさないと認めるときは多摩都市計画高度地区に係る不認定・不許可通知書（第4号様式。以下「不認定・不許可通知

書」という。)に、必要書類を添えて、建築主に通知する。

2 市長は、第3条第2項の規定による認定の申請があったときは、これを審査し、当該申請に係る建築物が認定の基準を満たすと認めるときは認定・許可通知書により、当該申請に係る建築物が認定の基準を満たさないと認めるときは不認定・不許可通知書に必要書類を添えて、建築主に通知する。

3 市長は、第3条第3項の規定による許可の申請があったときは、これを審査し、当該申請に係る建築物が許可の認定の基準を満たすと認めるときは認定・許可通知書により、当該申請に係る建築物が許可の基準を満たさないと認めるときは不認定・不許可通知書に必要書類を添えて、建築主に通知する。

(変更の申請)

第6条 前条第1項の規定により認定を受けた建築主は、当該認定に係る建築物に関して認定を受けた内容を変更しようとするときは、多摩都市計画高度地区に係る認定・許可変更申請書(第5号様式。以下「認定・許可変更申請書」という。)に、第3条第1項各号に掲げる図書及び別表に掲げる図書(別表に掲げる図書については、当該変更の前後の状況を明らかにするものとする。以下この条において同じ。)を添えて市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により認定を受けた建築主は、当該認定に係る建築物に関して認定を受けた内容を変更しようとするときは、認定・許可変更申請書に、第3条第2項各号に掲げる図書及び別表に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

3 前条第3項の規定により許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物に関して許可を受けた内容を変更しようとするときは、認定・許可変更申請書に、第3条第3項各号に掲げる図書及び別表に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

4 市長は、前3項の規定による申請の際、申請書に添付する図書について、その全部又は一部を添える必要がないと認めるときは、当該図書の全部又は一部を省略させることができる。

5 第4条の規定は、第1項から第3項までの規定による認定及び許可の変更の申請について準用する。

(認定の変更等の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による認定の変更の申請があったときは、これを審査し、当該申請に係る建築物が認定の基準を満たすと認めるときは多摩都市計画高度地区に係る認定・許可変更通知書(第6号様式。以下「認定・許可変更通知書」という。)により、当該申請に係る建築物が当該認定の基準を満たさないと認めるときは多摩都市計画高度地区に係る不認定・不許可変更通知書(第7号様式。以下「不認定・不許可変更通知書」という。)に必要書類を添えて、建築主に通知する。

2 市長は、前条第2項の規定による認定の変更の申請があったときは、これを審査し、当該申請に係る建築物が認定の基準を満たすと認めるときは認定・許可変更通知書に、当該申請に係る建築物が認定の基準を満たさないと認めるときは不認定・不許可変更通知書に、必要書類を添えて、建築主に通知する。

3 市長は、前条第3項の規定による許可の変更の申請があったときは、これを審査し、当該申請に係る建築物が許可の基準を満たすと認めるときは、認定・許可変更通知書により、当該申請に係る建築物が許可の基準を満たさないと認めるときは不認定・不許可変更通知書により、建築主に通知する。

(申請書等の提出部数)

第8条 申請書及び当該申請書に添付する図書等この規則の規定により市長に提出する書類の部数は、正本及び副本の各1部とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第42号抄)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の多摩市多摩都市計画高度地区に係る認定及び許可の手續に関する規則第3号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第3条、第6条関係)

図書の種類	明示すべき事項
案内図	方位、目標となる地物
敷地面積算定表	縮尺、面積計算書
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、建築物の高さ
外構図	縮尺、方位
植栽平面図	緑被地（既存樹林、樹木、芝、地被植物等）の別
緑被地面積算定表	縮尺、面積計算書
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ